

記入例

※70歳以上で、高齢受給者証の割合が2割の方は、申請できません
(高齢受給者証の自己負担限度額が適用されます)

限度額適用認定申請書 (区分ア～エ、現Ⅰ・Ⅱ用)

※非課税の方が「区分オ」を希望されるときは、「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」で申請してください。

この申請書で申請された場合は、標準報酬月額に基づき、区分ア～エの証を交付します。

山口県市町村職員共済組合 理事長様 下記の者について、 限度額適用認定証の交付を申請 します。	所属機関名 (所在地)	〇〇市		
	組合員等 記号・番号	△△△-△△△		(注1)
	組合員 氏名	山口共済		
	組合員 住所	〒△△△-△△△△ 〇〇市〇〇町△△丁目△番		
申請日	令和△△年 △△月 △△日	標準報酬 月額	△△△, △△△円	※共済組合使用 アイウエ現Ⅰ現Ⅱ
限度額適用認定証が必要な者				
対象者 氏名	山口共済	対象者の 生年月日 及び年齢	△△年△△月△△日 (△△歳)	続柄 本人
必要な 期間	R5年 4月～ ※記入がないときは組合員が申請した 月の1日を発効日とする	交付する証の有効期限は、次のいずれかとなります。 ①発効日の属する年度の3月31日(注2) ②高齢受給者証の発効日の前日 ③年度途中で資格喪失する場合は、資格喪失日の前日		
※共済組合受付	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和5年4月△△日 所属所長 職名 〇〇市長 氏名 〇 〇 〇 〇			

※任意継続は
証明不要

(注1) 組合員等記号・番号が不明なため該当欄に記入できない場合は、共済組合が定める「個人番号申告票」の添付に代えることができます。

(注2) 次年度分が必要な方は、今年度分及び次年度分の申請書(計2枚)を提出してください。
なお、4月1日から有効となる証については、前年度の3月末までに申請を受付けたものを当該年度の4月1日(休日の場合はその翌日)に発行するものとし、以降は随時発行するものとします。

(参考・限度額適用認定証の区分 太枠内はこの申請書で申請可能な区分)

組合員の 標準報酬月額等	70歳未満の 組合員または被扶養者	70～74歳の組合員または被扶養者	
		自己負担3割	自己負担2割
83万円以上	ア	- (注3)	- (注3)
53万円以上～83万円未満	イ	現Ⅱ	
28万円以上～53万円未満	ウ	現Ⅰ	
28万円未満	エ	-	
組合員本人が非課税かつ 標準報酬月額53万円未満	オ(注4)	-	低所得者Ⅱ(注4)
組合員本人とその家族に 所得がない場合	-	-	低所得者Ⅰ(注4)

(注3) 高齢受給者証の自己負担限度額が適用されるため、限度額適用認定証は発行できません

(注4) この申請書では申請できませんので、「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を提出してください。